

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山都町

1.全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.3
任期の定めのない常勤職員以外	86.1
全ての職員	76.2

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	95.1
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	95.9

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.5
31～35年	91.9
26～30年	92.3
21～25年	91.7
16～20年	100.2
11～15年	89.3
6～10年	97.8
1～5年	95.7

【説明欄】

・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長補佐相当職」に該当職員がいないため記載していない。